

令和6年度加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転する自動車による交通事故の防止及び事故時における被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し外出できるようにするため、高齢者が安全運転サポート車（対歩行者衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載する自動車をいう。以下同じ。）への乗り換えを目的に購入する場合、又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置を購入し設置（以下「安全運転支援装置の設置等」という。）する場合の費用に係る加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 令和6年4月1日現在で65歳以上である者
- (2) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、自動車検査証（電子検査証の場合にあっては、自動車検査証記録事項とする。以下同じ。）の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- (3) 安全運転支援装置 次のいずれかに定めるペダル踏み間違い等による急加速抑制装置としての機能を有するものとし、かつ同装置を設置した車両が「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に適合するもの

ア 車両側の車速信号を監視し、自動車の停車時及び徐行時において、アクセルペダルが強く踏み込まれた際にアクセル開度を電氣的に制御する装置（ただし、車内の操作により機能を停止することが可能なものに限る。）

イ 自動車の停車時及び徐行時において、前方又は後方の障害物を車体に装備されたカメラ又はセンサーが検知し、アクセルペダルが強く踏み込まれた際に加速を抑制する装置

(4) 安全運転支援装置取扱事業者 安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者をいう。

(5) 店舗等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

（補助金の種類）

第3条 補助金の種類、範囲、補助率及び額並びに期間は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請及び交付請求）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置の設置等を完了後、速やかに加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）

(2) 普通自動車運転免許証（以下「運転免許証」という。）の写し。氏名変更及び住所変更がある場合は、裏面を含む。

- (3) 加古川市市税確認承諾書
- (4) 安全運転支援装置の設置等をする自動車の自動車検査証
- (5) 前号に規定する自動車の使用者の現住所と自動車検査証の住所が異なる場合は、使用者が同一であることが分かる書類
- (6) 支払い確認書類（領収書、振込金受取書、自動車ローン・リース支払い明細書等）
- (7) 購入・設置内容が確認できる書類（契約書、注文書、納品書、リース契約書等）
- (8) 補助金振込先が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、前条により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 加古川市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者であるとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（財産の処分の制限等）

第8条 補助金の交付を受けて取得した財産は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して1年を経過しない場合は、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、売却、担保、破棄等（以下「処分」という。）に供してはならない。ただし、廃棄については故障等の交付決定者の責によらないものは除くものとする。

2 交付決定者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ市長に財産処分申請書（第5号）を提出して、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の財産の処分について承認しようとするときは、財産処分承認通知書（様式6号）により通知するものとし、当該財産を処分したことにより利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、当該事業の適切な遂行を確保するため必要があると認め

るときは、補助対象者に対し、安全運転支援装置の設置に関する報告を求め、若しくは物件を調査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(令和6年1月から同年3月までの間に検査し、登録した自動車の購入又は安全運転支援装置の設置に係る補助金の取扱い)

3 令和6年1月から同年3月までの間に検査し、登録した自動車の購入又は安全運転支援装置の設置に係る第2条及び別表の規定の適用については、第2条第1号中「令和6年4月1日現在」とあるのは「令和5年4月1日現在」と、別表補助対象期間の項中「令和6年4月1日から令和6年12月31日まで」とあるのは「令和6年1月1日から令和6年3月31日まで」と、同表申請期間の項中「令和7年2月28日」とあるのは「令和6年7月1日」とする。

別表（第3条関係）

| | | |
|--------|---------|---|
| 補助金の種類 | 性質 | 事業費補助 |
| | 目的 | 高齢者が運転する自動車について、安全運転支援装置の設置等を行った対象者に対して補助を行うことにより、交通事故の防止、事故時における被害の軽減を図り、高齢者が安心して自動車を運転し、外出できるようサポートすることを目的とする。 |
| 補助金の範囲 | 対象者となる者 | <p>高齢者のうち次のすべての要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加古川市内に住所を有する者 ・有効期限内の運転免許証を保有する者 ・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者 ・加古川市税を滞納していない者 ・過去に加古川市高齢者安全運転サポート車購入等支援事業補助金の交付を受けていない者 ・安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者 |
| | 対象となる要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転サポート車を購入する場合の乗り換え前の自動車は、初度登録年月が令和2年3月以前のものであること、又は安全運転サポート車でないもの ・安全運転サポート車を購入する場合の乗り換え前の自動車の自動車検査証の使用者が、申請者本人、申請者の配偶者又は申請者と同居の高齢者 |

| | | |
|------------|---|---|
| | 対象となる経費 | <p>①安全運転サポート車の購入（製造年度の限定なし）に要した経費</p> <p>②障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費</p> <p>③ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置に要した経費</p> <p>※ただし、国、県等が実施する同様の補助金を受けている場合は対象外とする。</p> |
| 補助金の補助率又は額 | 補助率 | 補助対象経費の 9 / 10 以内 |
| | 補助金の額 | <p>上記①～③のそれぞれの費用の 9 割を補助し、以下の金額を上限とする。</p> <p>① 新車 10 万円、中古車 4 万円</p> <p>② 4 万円</p> <p>③ 2 万円</p> <p>※補助対象経費が上限額を下回る場合は、補助対象経費の額（1,000 円未満の端数がある場合は、端数を切捨てた額）とする。</p> |
| 補助対象期間 | <p>令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで</p> <p>※上記期間に登録又はペダル踏み間違い時の事故抑止機能を有した装置の購入及び設置を終了していること</p> | |
| 申請期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日まで | |